

明日香村建設工事請負業者の格付要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村に建設工事入札参加資格審査を申請し、受理された業者のうち村内に本店を有する業者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により資格の格付の方法等を定めることを目的とする。

(格付対象業種)

第2条 格付の対象業種は、土木一式工事及び建築一式工事とする。

(格付対象業者)

第3条 格付の対象業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた村内に本店を有する業者とする。

(格付方法)

第4条 格付は、客観的要素と主観的要素を評定し、それぞれの評定点を合計した総評定点と特別評定事項により行う。

2 客観的要素の評定点は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

3 主観的要素の評定点は、次の各号に掲げる評定の合計点数とする。

(1) 審査基準日の直前2年間に完成した村発注の建設工事の成績を次表により評定する。

工事成績	80以上	75～79	70～74	65～69	60～64	55～59	54以下
点数	40	20	10	0	-10	-20	-40

(2) 審査基準日の直前2年間に指名停止を受けた業者は、当該指名停止を受けた月数(1月未満は1月とする。)を5倍して得た点数を減点する。

(3) ISO9000シリーズの認証取得業者は15点、ISO14001の認証取得業者は10点を加点する。

(4) 建設業に従事する職員数(総合評定値通知書の建設業従事職員数)1名につき1点を加点するものとし、50点を限度とする。

4 特別評定事項は、資本金、その他格付に必要な事項とする。

(格付の調整)

第5条 前条の規定により格付をする場合において、次の各号により格付の調整を行うものとする。

(1) 新規に登録を受けた業者は、最下位の等級に格付する。

(2) 基準日において直前2年間に指名停止を受けた業者は、前回の格付等級より上位に格付しない。

(格付の審査基準日)

第6条 格付の審査基準日は、当該格付を行う年度の4月1日とする。

(格付基準)

第7条 建設工事の格付基準は、次のとおりとする。

等級	業種	
	土木一式工事	建築一式工事
A	総評定点 750点以上 資本金 2,000万円以上	総評定点 600点以上 資本金 2,000万円以上
B	総評定点 750点未満	総評定点 600点未満

(格付けの有効期限)

第8条 格付の有効期限は、当該格付が決定してから、新たな格付けを決定するまでの期間とする。

(格付の審査)

第9条 格付は、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会の議を経て決定する。

(格付名簿等)

第10条 格付したときは、建設工事業者格付名簿（別記様式）を作成し、速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
(明日香村建設工事請負業者資格審査要領の廃止)
- 2 明日香村建設工事請負業者資格審査要領（平成 3 年 4 月 22 日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

